

北海道医療給付事業改正に伴う3市村の同事業の改正状況

(1)乳幼児医療給付事業

区 分		協議時(H15.11)の制度内容	H16.10.1以降の制度内容	改正点	単 独 分
北海道	給付対象	入院：6歳未満 通院：3歳未満 初診時一部負担金、標準負担額など	入院：就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日) 通院：就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日) 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、3歳未満及び低所得世帯を除く	給付対象の拡大 1割負担の導入(3歳未満及び低所得世帯は従前どおり)	
	自己負担	あり(児童手当に準拠)	あり(児童手当に準拠)		
石狩市	給付対象	入院：6歳未満 通院：4歳未満 初診時一部負担金、標準負担額など	入院：就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日) 通院：就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日) 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～通院12,000円) ただし、入院、4歳未満及び低所得世帯を除く	給付対象の拡大 1割負担の導入(入院、4歳未満及び低所得世帯は従前どおり)	入院に係る1割負担の導入なし 4歳未満の1割負担導入なし 所得制限の導入なし
	自己負担	なし	なし		
厚田村	給付対象	入院：6歳未満 通院：3歳未満 初診時一部負担金、標準負担額など	入院：就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日) 通院：就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日) 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、3歳未満及び低所得世帯を除く	給付対象の拡大 1割負担の導入(3歳未満及び低所得世帯は従前どおり)	なし (道と同じ)
	自己負担	あり(児童手当に準拠)	あり(児童手当に準拠)		
浜益村	給付対象	入院：就学前まで(6歳になる年度末) 通院：就学前まで(6歳になる年度末) 標準負担額など	入院：就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日) 通院：就学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日) 標準負担額など	改正なし	1割負担の導入なし 医療費分の自己負担なし
	自己負担	あり(児童手当に準拠)	あり(児童手当に準拠)		

(2)重度心身障害者医療給付事業

区 分		協議時(H15.11)の制度内容	H16.10.1以降の制度内容	改正点	単 独 分
北海道	給付対象	身体障害者：1級、2級、3級(内部障害) 知的障害者：IQがおおむね35以下 初診時一部負担金、標準負担額など	身体障害者：1級、2級、3級(内部障害) 知的障害者：IQがおおむね35以下 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、3歳未満及び低所得世帯を除く	1割負担の導入(3歳未満及び市町村民税非課税世帯は従前どおり)	
	自己負担	あり(特別障害者手当に準拠)	あり(特別障害者手当に準拠)		
石狩市	給付対象	身体障害者：1級、2級、3級(内部障害) 知的障害者：IQがおおむね35以下 初診時一部負担金、標準負担額など	身体障害者：1級、2級、3級(内部障害) 知的障害者：IQがおおむね35以下 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、4歳未満及び低所得世帯を除く	1割負担の導入(4歳未満及び市町村民税非課税世帯は従前どおり) 所得制限の導入(就学前までの入院は従前のとおり)	4歳未満の一割負担導入なし
	自己負担	なし	あり(特別障害者手当に準拠)		
厚田村	給付対象	身体障害者：1級、2級、3級(内部障害) 知的障害者：IQがおおむね35以下 初診時一部負担金、標準負担額など	身体障害者：1級、2級、3級(内部障害) 知的障害者：IQがおおむね35以下 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、3歳未満及び低所得世帯を除く	1割負担の導入(3歳未満及び市町村民税非課税世帯は従前どおり)	なし (道と同じ)
	自己負担	あり(特別障害者手当に準拠)	あり(特別障害者手当に準拠)		
浜益村	給付対象	身体障害者：1級、2級、3級(内部障害) 知的障害者：IQがおおむね35以下 初診時一部負担金、標準負担額など	身体障害者：1級、2級、3級(内部障害) 知的障害者：IQがおおむね35以下 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、3歳未満及び低所得世帯を除く	1割負担の導入(3歳未満及び市町村民税非課税世帯は従前どおり)	なし (道と同じ)
	自己負担	あり(特別障害者手当に準拠)	あり(特別障害者手当に準拠)		

(3)母子家庭等(ひとり親家庭等)医療給付事業

区 分		協議時(H15.11)の制度内容	H16.10.1以降の制度内容	改正点	単 独 分
北海道	給付対象	母：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童を扶養等している母 子：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童 初診時一部負担金、標準負担額など	ひとり親：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童を扶養等している父又は母 子：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、3歳未満及び低所得世帯を除く	父子家庭への拡大 1割負担の導入(3歳未満及び市町村 民税非課税世帯は 従前どおり)	
	自己負担	あり(児童扶養手当に準拠)	あり(児童扶養手当に準拠)		
石狩市	給付対象	母：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童を扶養等している母 子：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童 初診時一部負担金、標準負担額など	ひとり親：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童を扶養等している父又は母 子：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、4歳未満及び低所得世帯を除く	父子家庭への拡大 1割負担の導入(4歳未満及び市町村 民税非課税世帯は 従前どおり) 所得制限の導入(就 学前までの入院は 従前のとおり)	4歳未満の 一割負担導 入なし
	自己負担	なし	あり(児童扶養手当に準拠)		
厚田村	給付対象	母：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童を扶養等している母 子：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童 初診時一部負担金、標準負担額など	ひとり親：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童を扶養等している父又は母 子：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、3歳未満及び低所得世帯を除く	父子家庭への拡大 1割負担の導入(3歳未満及び市町村 民税非課税世帯は 従前どおり)	なし (道と同じ)
	自己負担	あり(児童扶養手当に準拠)	あり(児童扶養手当に準拠)		
浜益村	給付対象	母：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童を扶養等している母 子：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童 初診時一部負担金、標準負担額など	ひとり親：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童を扶養等している父又は母 子：18歳未満(20歳未満延長あり)の児童 初診時一部負担金、標準負担額など 医療費の1割負担(月額上限～入院40,200円 通院12,000円) ただし、3歳未満及び低所得世帯を除く	父子家庭への拡大 1割負担の導入(3歳未満及び市町村 民税非課税世帯は 従前どおり)	なし (道と同じ)
	自己負担	あり(児童扶養手当に準拠)	あり(児童扶養手当に準拠)		

(4)老人医療給付特別対策事業（老人保健医療受給者については、老人保健医療給付事業の基準による）

区 分		協議時(H15.11)の制度内容	H16.8.1以降の制度内容	改正点	単 独 分
北海道	給付対象	65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯(配偶者は60歳以上)、老人と児童の世帯	65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯(配偶者は60歳以上)、老人と児童の世帯	経過措置の導入	
	自己負担	受給者の属する世帯の所得の額に応じ、1割又は2割など	受給者の属する世帯の所得の額に応じ、1割又は2割など		
	所得制限 経過措置	あり(老齢福祉年金に準拠)	あり(老齢福祉年金に準拠) 受給対象年齢を段階的に引き上げ、H20.3末廃止		
石狩市	給付対象	65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯(配偶者は60歳以上)、老人と児童の世帯	65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯(配偶者は60歳以上)、老人と児童の世帯	経過措置の導入	受給対象の拡大
	自己負担	所得制限に該当しない68～69歳の者 受給者の属する世帯の所得の額に応じ、1割又は2割など	所得制限に該当しない68～69歳の者 受給者の属する世帯の所得の額に応じ、1割又は2割など		
	所得制限 経過措置	あり(老齢福祉年金に準拠)	あり(老齢福祉年金に準拠) 受給対象年齢を段階的に引き上げ、H20.3末廃止		
厚田村	給付対象	65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯(配偶者は60歳以上)、老人と児童の世帯	65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯(配偶者は60歳以上)、老人と児童の世帯	経過措置の導入	なし (道と同じ)
	自己負担	受給者の属する世帯の所得の額に応じ、1割又は2割など	受給者の属する世帯の所得の額に応じ、1割又は2割など		
	所得制限 経過措置	あり(老齢福祉年金に準拠)	あり(老齢福祉年金に準拠) 受給対象年齢を段階的に引き上げ、H20.3末廃止		
浜益村	給付対象	65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯(配偶者は60歳以上)、老人と児童の世帯	65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯(配偶者は60歳以上)、老人と児童の世帯	経過措置の導入	なし (道と同じ)
	自己負担	受給者の属する世帯の所得の額に応じ、1割又は2割など	受給者の属する世帯の所得の額に応じ、1割又は2割など		
	所得制限 経過措置	あり(老齢福祉年金に準拠)	あり(老齢福祉年金に準拠) 受給対象年齢を段階的に引き上げ、H20.3末廃止		